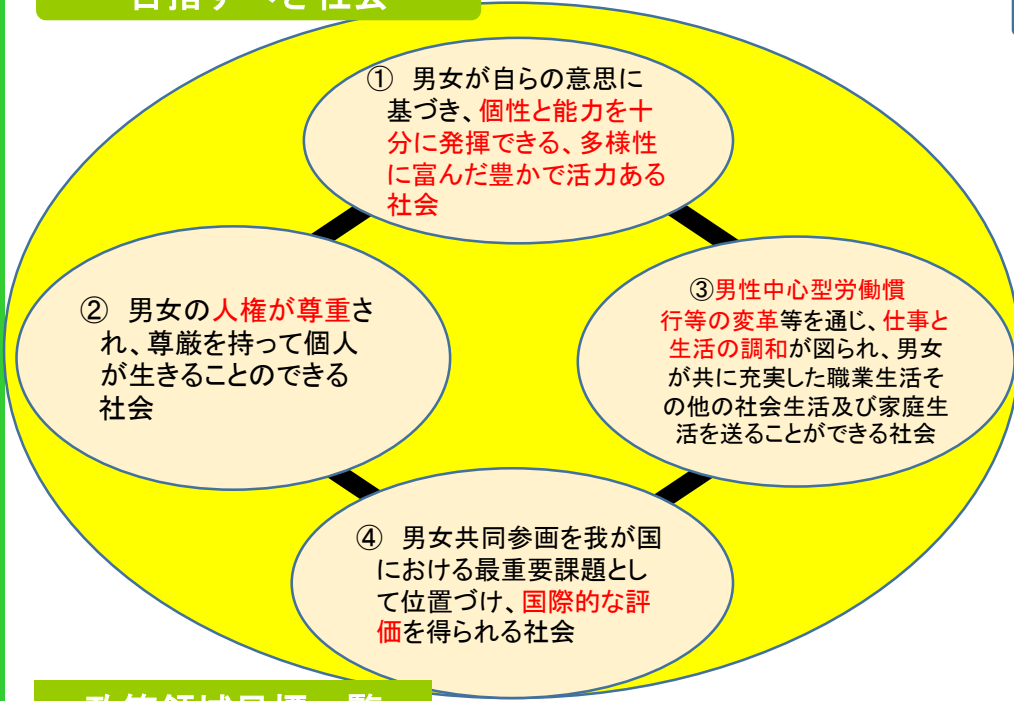


## 目指すべき社会



## 4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、**男性中心型労働慣行**(注等)を**変革**し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② **あらゆる分野における女性の参画拡大**に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による**女性採用・登用の推進**、加えて**将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする**ための取組の推進
- ③ **困難な状況に置かれている女性の実情**に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための**環境整備**

- ④ **東日本大震災の経験と教訓**を踏まえ、男女共同参画の視点からの**防災・復興対策**・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、**女性に対する暴力の根絶**に向けた取組を強化
- ⑥ **国際的な規範・基準の尊重**に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための**地域における推進体制の強化**

(注)大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方

## 政策領域目標一覧

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍(第1～5分野)		
国家公務員の女性登用	本省課室長相当職に占める女性の割合 係長相当職(本省)に占める女性の割合	7%(平成32年度末) 30%(平成32年度末)
地方公務員の女性登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合 15%(20%)(平成32年度末) 都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合 30%(35%)(平成32年度末)	
民間企業の女性登用	課長相当職に占める女性の割合 係長相当職に占める女性の割合	15%(平成32年) 25%(平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率		76%(平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用の割合		5.0%(平成32年)
男性の育児休業取得率	国家公務員 13%(平成32年) 地方公務員 13%(平成32年) 民間企業 13%(平成32年)	

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野)	
健康寿命(男女別)	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳、女性73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	各都道府県に最低1か所(平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	前年度以上(毎年度)
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野)	
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男女とも100%(平成32年)
待機児童数	解消をめざす(平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める(平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30%(平成32年)
Ⅳ 推進体制の整備・強化	
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:100% 町村:70%(平成32年)

注:政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したもの

# 第4次男女共同参画基本計画(概要)②(案)

## 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革(長時間労働削減などの働き方改革、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)</li> </ul>
	② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大</li> </ul>
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>M字カーブ解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> </ul>
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> </ul>
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> </ul>
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産に係る健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> </ul>
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> </ul>
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> </ul>
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の機会の充実</li> </ul>
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入・国際的な防災協力</li> </ul>
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>
Ⅳ 推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</li> <li>地方公共団体や民間団体等における取組への支援</li> </ul>	